

金融 ADR のあり方に関する当協会の意見

有限責任中間法人外国損害保険協会

有限責任中間法人外国損害保険協会(FNLIA)(会長 ジェフリー・L・ヘイマン)は昨日開催の第 37 回金融トラブル連絡調整協議会に別紙の通り意見書を提出しましたので、お知らせします。

この意見書でFNLIAは、銀行が保険商品や証券商品を販売するなど金融・保険の各業態が融合しつつある中で、消費者にわかりやすく利用しやすい、金融・保険の全般を対象とする、法律の裏付けのある一つの ADR(裁判外紛争処理制度)機関の設立を提唱しています。

この ADR 機関は、各金融業界団体から独立し、中立の立場で ADR 手続き及びその組織の運営にあたることにより、消費者の信頼を確保することを求めています。

また、相談、あっ旋、調停、仲裁など、消費者のニーズに最適な手段を提供し、その手続きに時効中断などの法的効果を付与すべきであると考えています。

このため、金融庁が所管する「金融 ADR 法」を制定し、金融 ADR 機関の設立には金融庁の認定を要するものとすることを求めています。

また、ADR の推進は急務であり、金融 ADR 法の制定を待たずに、ADR 法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)など現行の法的枠組みの中で、金融・保険の各業界が連携して ADR 機関を創設するなどの暫定的な取り組みを行うことを主張しています。

(添付別紙)

1. 第 37 回金融トラブル連絡調整協議会提出資料「金融 ADR のあり方に関する当協会の意見」

(注)FNLIA は、日本で損害保険業の免許を受け営業を行っている世界各国の損害保険会社 21 社で構成する損害保険事業者の団体です。会員会社は幅広いユニークな保険商品の営業を行っています。

照会先:

専務理事 瀧下

03-5425-7860

takahita@fnlia.gr.jp

第 37 回金融トラブル連絡調整協議会提出資料

有限責任中間法人外国損害保険協会

金融 ADR のあり方に関する当協会の意見

現下、金融トラブル連絡調整協議会において論議されております金融 ADR のあり方に関して、当協会は下記の通り意見を申し述べますのでご高配くださいますようお願いいたします。

記

1. 意見の内容

(1) 金融 ADR 法の制定

すべての金融取引を対象とする裁判外紛争処理（以下、金融 ADR といいます。）を規律し、金融業態横断の単一の裁判外紛争処理機関（以下、金融 ADR 機関といいます。）を設立する新たな法律（以下、金融 ADR 法といいます。）の制定を要望する。

金融 ADR 法は金融庁の所管とし、この金融 ADR 法に基づく金融 ADR 機関（以下、認定金融 ADR 機関という。）の設立には金融庁の認定を要するものとする。また、認定金融 ADR 機関は ADR 手続き及びその組織の運営にあたり中立であり、各金融業界団体から独立したものであるものとし、消費者のニーズに最適な手段を提供するため、相談、あっ旋、調停、仲裁などの ADR に関する幅広い機能を有するものとする。

(2) 金融 ADR 法立法までの暫定措置

金融 ADR の整備は急務であり、金融 ADR 法の制定に至るまでの間、各金融業界団体は合同して、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成十六年十二月一日法律第百五十一号）に規定する「認証紛争解決事業者」として、外国金融・保険業者を含む金融業態横断の総合 ADR 機関を設立するものとする。また、金融 ADR 法では認定投資者保護機構からの移行に関する経過措置を設けるものとする。

2. 意見の背景

(1) 消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った新組織を創設

福田首相は本年 1 月 28 日の施政方針演説において、消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の創設と、併せて消費者行政担当大臣の常設を公表した。

これを受けて新たに設立された消費者行政推進会議において、新組織「消費者庁（仮

称)」の設置の基本的考え方、法制、その役割などが検討されているが、『商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管』することが予定されている。また、その主要な業務として、『消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口』を設置することとし、『窓口では、相談受付から助言・あっせん、紛争解決まで、一貫して対応』することとされる。

(2) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定

裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が制定され、平成19年4月1日に施行された。

この法律はADR組織の認定制度を創設したが、先進諸国では一般的に公的機関がADRを提供しており、他に類を見ない制度である。金融ADRについて、英国では金融サービス・市場法による金融に関する幅広い消費者の苦情の解決のための機関として、独立で包括的な金融オンブズマン制度があり、年間50万件を取り扱い、10万件事案の解決を行っている。オーストラリアでは複数の金融オンブズマンが存在するが、そのいくつかは運営を統合しつつあり、単一のオンブズマンに統合する動きもある。

(3) 金融トラブル連絡調整会議の議論

金融トラブル連絡調整会議では、金融サービス産業のADRの方向性や役割について議論しているが、生命保険協会、日本損害保険協会や外国損害保険協会などの既存の業界団体に保険業法などの関連業法を改正して自主規制団体的な権能を与える案などが考えられる。

しかしながら、この提案は金融業界団体に監督当局の権限が与えられることになることから、適当でないと考える。保険分野においては、1994年10月11日付アメリカ合衆国政府及び日本政府による保険に関する措置Section III (10) a (i)において、日本国政府は業界団体等に政府の権限を委譲しないことを約束している。この約束により、日本国政府はその権限の全部あるいは一部を金融業界団体・自主規制団体に委譲することはできない。

さらに、業界団体を自主規制機関とすることは業界団体の自主性を損ない、ADRそのものの中立性及び独立性を損なうこととなる。たとえば、特定の会員の影響下にある業界団体がその競合業者に対して拘束力ある決定を行うことが可能である。ADRを行うことに伴う業界団体の費用の増加やその費用を誰が負担するかなどの課題が残っている。

以上